

		1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第7条第2項	一の職務	職員が、一の職務
第7条第2項及び第8条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俵に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第8条の3第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第17条の12第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする
第19条第1項第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)
第28条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第34条第3項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第34条第4項及び第36条第2項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第34条第4項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
第34条第5項	人事委員会	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して人事委員会

2 育児短時間勤務職員等に対する長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号。以下この項及び第18条第2項において「学校職員給与条例」という。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	1号俵の	1号俵の額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除し
--------	------	--

		て得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た
	2号俵の	2号俵の額に、算出率を乗じて得た
第8条及び第11条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俵に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第8条第2項	一の職務	学校職員が、一の職務
第11条の3第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第21条第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする
第27条の5第2項	再任用短時間勤務学校職員	地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている学校職員を含む。以下「育児短時間勤務学校職員等」という。)
第27条の5第2項、第27条の6第1項及び第2項並びに第27条の7第1項	勤務時間条例第2条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数	算出率
第27条の6第1項及び第2項並びに第27条の7第1項	再任用短時間勤務学校職員	育児短時間勤務学校職員等

3 育児短時間勤務職員等に対する長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号。以下この項及び第18条第3項において「警察職員給与条例」という。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる警察職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俵に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第7条第2項	一の職務	警察職員が、一の職務

第7条第2項及び第8条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号俵に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第8条の3第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第17条第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする

(育児短時間勤務職員等に対する任期付職員の採用等に関する条例等の特例)

第14条 育児短時間勤務職員等に対する任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)第4条第2項及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号)第5条第3項の規定の適用については、これらの規定中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号俵に応じた額に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(育児短時間勤務職員等に対する公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の特例)

第15条 育児短時間勤務職員等に対する公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)第12条の規定の適用については、同条中「できる」とあるのは、「できるものとし、その者の給料月額、その者の受ける号俵に応じた額に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(育児短時間勤務をした職員に対する長野県職員退職手当条例の特例)

第16条 長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号)第6条の4第1項及び第7条第3項の規定の適用については、育児短時間勤務(法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。)をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間に対する長野県職員退職手当条例第7条第3項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の長野県職員退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(任期付短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第17条 任命権者は、法第18条第3項の規定により任期を更新する場合は、あらかじめ任期付短時間勤務職員の同意を得なければならない。

(任期付短時間勤務職員に対する給与に関する条例の特例)

第18条 任期付短時間勤務職員に対する一般職員給与条例の規定

の適用については、次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条	法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員
第3条、第19条第1項第2号及び第46条	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第7条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俵に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により読み替えられた同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第7条第2項	一の職務	職員が、一の職務
	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俵に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第8条第1項	職員	職員(任期付短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)
第28条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第45条の2第2項	再任用職員	任期付短時間勤務職員

2 任期付短時間勤務職員に対する学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字

句とする。

第8条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俵に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により読み替えられた同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第8条第2項	一の職務	学校職員が、一の職務
	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俵に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第11条第1項	学校職員	学校職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員である学校職員（以下「任期付短時間勤務学校職員」という。）を除く。以下この条において同じ。）
第27条の5第2項	再任用短時間勤務学校職員	任期付短時間勤務学校職員
第27条の5第2項、第27条の6第1項及び第2項並びに第27条の7第1項	勤務時間条例第2条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数	算出率
第27条の6第1項及び第2項並びに第27条の7第1項	再任用短時間勤務学校職員	任期付短時間勤務学校職員
第27条の8	再任用学校職員	任期付短時間勤務学校職員

3 任期付短時間勤務職員に対する警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる警察職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項	法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員である警察職員
--------	---	---

	用された警察職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの	
第3条第2項及び第29条	再任用短時間勤務	任期付短時間勤務
第7条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俵に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により読み替えられた同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第7条第2項	一の職務	警察職員が、一の職務
	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俵に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第8条第1項	警察職員	警察職員（任期付短時間勤務の警察職員を除く。以下この条において同じ。）
第18条の2	再任用	任期付短時間勤務

4 任期付短時間勤務職員に対する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）第23条第2項の規定の適用については、同項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員」とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。
（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）
- 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法」を「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法」に、「占める職員」を「占めるもの」に改める。

第8条の3第2項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

第11条第4項中「第2条第4項、第6項及び第7項」を「第2条第6項、第8項及び第9項」に改める。

第29条第2項中「第2条第4項若しくは第6項」を「第2条第6項若しくは第8項」に、「第2条第6項若しくは第7項」を「第2条第8項若しくは第9項」に改める。

第31条の2第1項中「第2条第4項、第6項及び第7項」を「第2条第6項、第8項及び第9項」に改める。

(市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正)

3 市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例(昭和27年長野県条例第69号)の一部を次のように改正する。

本則中「育児休業」の次に「、育児短時間勤務」を加える。
(長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正)

4 長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第11条の3第2項中「地方公務員法」を「再任用学校職員で地方公務員法」に、「学校職員(」を「もの(」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

第18条第4項中「第2条第4項、第6項及び第7項」を「第2条第6項、第8項及び第9項」に改める。

第24条の3第1項第4号中「第2条第5項から第7項まで」を「第2条第7項から第9項まで」に改める。

第27条の5第2項、第27条の6第1項及び第2項並びに第27条の7第1項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

(長野県警察職員の給与に関する条例の一部改正)

5 長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「法」を「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された警察職員で法」に、「占める警察職員」を「占めるもの」に改める。

第8条の3第2項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

第11条第4項中「第2条第4項、第6項及び第7項」を「第2条第6項、第8項及び第9項」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

6 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年長野県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第18条中「(昭和63年長野県条例第1号)」の次に「、職員の育児休業等に関する条例(平成4年長野県条例第1号)」を加える。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

7 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第8条の」を「第7条の」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

8 任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「5日間」の次に「(当該第1号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下この項において「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。)である場合にあっては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等の内容」という。)に従った週休日(勤務時間条例第2条第6項に規定する週休日という。)以外の日)」を加え、「第2条第5項」を「第2条第7項」に改め、「により勤務時間」の次に「(育児短時間勤務職員等につ

いては、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間)を加え、同条第3項中「第2条第5項から第7項まで」を「第2条第7項から第9項まで」に改める。

人事課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第48号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項の次に次のように加える。

2の2 政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下この項において「法」という。)に関する事務

区 分	単 位	金 額	
法第20条の2第2項の規定による法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書又は法第19条の14の規定による政治資金監査報告書(以下この項において「収支報告閲覧対象文書」という。)の写しの交付	複写機により用紙に複写したもの	1枚	10円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。)に複写したもの	〃	70円に収支報告閲覧対象文書の用紙1枚ごとに10円を加えた額
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したもの	〃	90円に収支報告閲覧対象文書の用紙1枚ごとに10円を加えた額

(備考) 複写機により用紙に複写したものを交付する場合において用紙の両面に複写するときは、片面を1枚として額を算定する。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

市町村課

地方事務所を設置に関する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第49号

地方事務所を設置に関する条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定により、知事の権限に属する事務を分掌させるとともに、地域に

おける県行政の総合的な調整を図るため、地方事務所を設置する。

(名称、位置及び管轄区域)

第2条 地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

(管轄区域の特例)

第3条 知事の権限に属する事務を円滑かつ効率的に行うため当該事務のうち特定の事務について一の地方事務所に他の地方事務所の管轄区域に係る当該特定の事務を分掌させる必要があるときは、前条の規定にかかわらず、当該特定の事務に係る地方事務所の管轄区域については、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(地方事務所の廃止等に関する条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 地方事務所の廃止等に関する条例(昭和43年長野県条例第9号)
 - (2) 出先機関の統合等に関する条例(昭和61年長野県条例第1号)
(長野県食と農業農村振興の県民条例の一部改正)
- 3 長野県食と農業農村振興の県民条例(平成18年長野県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項ただし書中「(地方事務所の所在する市を含み、佐久地方事務所にあつては小諸市、上小地方事務所にあつては東御市、諏訪地方事務所にあつては岡谷市及び茅野市、上伊那地方事務所にあつては駒ヶ根市、松本地方事務所にあつては塩尻市及び安曇野市、長野地方事務所にあつては須坂市及び千曲市、北信地方事務所にあつては飯山市を含む。以下同じ。)」を削る。

(別表)(第2条関係)

名 称	位 置	管 轄 区 域
長野県佐久地方事務所	佐久市	小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡
長野県上小地方事務所	上田市	上田市 東御市 小県郡
長野県諏訪地方事務所	諏訪市	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡
長野県上伊那地方事務所	伊那市	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
長野県下伊那地方事務所	飯田市	飯田市 下伊那郡
長野県木曾地方事務所	木曾郡 木曾町	木曾郡
長野県松本地方事務所	松本市	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡
長野県北安曇地方事務所	大町市	大町市 北安曇郡
長野県長野地方事務所	長野市	長野市 須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡
長野県北信地方事務所	中野市	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡

行政改革課

保健福祉事務所の設置に関する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第50号

保健福祉事務所の設置に関する条例

(保健福祉事務所の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項の規定により、保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び社会保障に関する事務を分掌させるため、保健福祉事務所を設置する。

(名称、位置及び管轄区域)

第2条 保健福祉事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表第1のとおりとする。

(支所)

第3条 長野県飯田保健福祉事務所に支所を置き、その位置は、下伊那郡阿南町とする。

(保健所)

第4条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定により、保健福祉事務所に保健所を置く。

- 2 保健所の名称、位置及び管轄区域は、別表第2のとおりとする。
- 3 長野県飯田保健所に支所を置き、その位置は、下伊那郡阿南町とする。
- 4 保健所の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

(福祉事務所)

第5条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項の規定により、保健福祉事務所に福祉に関する事務所(次項及び次条において「福祉事務所」という。)を置く。

2 福祉事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表第3のとおりとする。

(管轄区域の特例)

第6条 第1条に規定する事務を円滑かつ効率的に行うため当該事務のうち特定の事務について一の保健福祉事務所、保健所又は福祉事務所にそれぞれ他の保健福祉事務所、保健所又は福祉事務所の管轄区域に係る当該特定の事務を分掌させる必要があるときは、第2条、第4条第2項及び前条第2項の規定にかかわらず、当該特定の事務に係る保健福祉事務所、保健所又は福祉事務所の管轄区域については、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(長野県福祉事務所設置条例の廃止)
- 2 長野県福祉事務所設置条例(昭和26年長野県条例第56号)は、廃止する。
(長野県環境保全研究所試験検査手数料条例等の一部改正)
- 3 次に掲げる条例の規定中「保健所条例」を「長野県保健所使用料等徴収条例」に、「別表第2」を「別表」に改める。
 - (1) 長野県環境保全研究所試験検査手数料条例(昭和23年長野県条例第76号)別表
 - (2) 長野県精神保健福祉センター条例(昭和47年長野県条例第29号)別表の1 文書料の項
 - (3) 長野県立総合リハビリテーションセンター条例(昭和49年長野県条例第31号)別表の1 文書料の項
(保健所運営協議会条例の一部改正)
- 4 保健所運営協議会条例(昭和28年長野県条例第64号)の一部を

次のように改正する。

第1条中「保健所条例（昭和39年長野県条例第34号）別表第1」を「保健福祉事務所の設置に関する条例（平成20年長野県条例第50号）別表第2」に改める。

（保健所条例の一部改正）

5 保健所条例（昭和39年長野県条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県保健所使用料等徴収条例

第1条から第4条までを削る。

第5条中「者は、」の次に「この条例の定めるところにより」を加え、同条を第1条とする。

第6条中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第2条とし、第7条から第9条までを4条ずつ繰り上げる。

別表第1を削る。

別表第2中「(第6条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同表を別表とする。

(別表第1) (第2条関係)

名称	位置	管轄区域
長野県佐久保健福祉事務所	佐久市	小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡
長野県上田保健福祉事務所	上田市	上田市 東御市 小県郡
長野県諏訪保健福祉事務所	諏訪市	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡
長野県伊那保健福祉事務所	伊那市	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
長野県飯田保健福祉事務所	飯田市	飯田市 下伊那郡
長野県木曽保健福祉事務所	木曽郡 木曽町	木曽郡
長野県松本保健福祉事務所	松本市	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡
長野県大町保健福祉事務所	大町市	大町市 北安曇郡
長野県長野保健福祉事務所	長野市	長野市 須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡
長野県北信保健福祉事務所	飯山市	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡

(別表第2) (第4条関係)

名称	位置	管轄区域
長野県佐久保健所	佐久市	小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡
長野県上田保健所	上田市	上田市 東御市 小県郡
長野県諏訪保健所	諏訪市	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡
長野県伊那保健所	伊那市	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
長野県飯田保健所	飯田市	飯田市 下伊那郡

長野県木曽保健所	木曽郡 木曽町	木曽郡
長野県松本保健所	松本市	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡
長野県大町保健所	大町市	大町市 北安曇郡
長野県長野保健所	長野市	須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡
長野県北信保健所	飯山市	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡

(別表第3) (第5条関係)

名称	位置	管轄区域
長野県佐久福祉事務所	佐久市	南佐久郡 北佐久郡
長野県小県福祉事務所	上田市	小県郡
長野県諏訪福祉事務所	諏訪市	諏訪郡
長野県上伊那福祉事務所	伊那市	上伊那郡
長野県下伊那福祉事務所	飯田市	下伊那郡
長野県木曽福祉事務所	木曽郡 木曽町	木曽郡
長野県松本福祉事務所	松本市	東筑摩郡
長野県北安曇福祉事務所	大町市	北安曇郡
長野県長野福祉事務所	長野市	埴科郡 上高井郡 上水内郡
長野県北信福祉事務所	飯山市	下高井郡 下水内郡

福祉政策課
医療政策課

長野県社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第51号

長野県社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例

長野県社会福祉総合センター条例（昭和47年長野県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1中

円	円	円	円	円	円	円
2,400	4,400	4,400	6,800	8,800	11,200	1,400
3,700	6,700	6,700	10,400	13,400	17,100	2,200
2,400	3,500	3,500	5,900	7,000	9,400	1,100

3,700	5,300	5,300	9,000	10,600	14,300	1,700
1,200	1,700	1,700	2,900	3,400	4,600	600
1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600	400
700	900	900	1,600	1,800	2,500	300
1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600	400

を

円	円	円	円	円	円	円
3,000	5,500	5,500	8,500	11,000	14,000	1,800
4,500	8,300	8,300	12,800	16,600	21,100	2,800
3,000	4,400	4,400	7,400	8,800	11,800	1,500
4,500	6,600	6,600	11,100	13,200	17,700	2,200
1,500	2,100	2,100	3,600	4,200	5,700	700
1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	500
800	1,100	1,100	1,900	2,200	3,000	400
1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	500

に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

地域福祉課

長野県障害者福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第52号

長野県障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

長野県障害者福祉センター条例（平成10年長野県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表の1中 「1人1泊について 900円」を

「1人1泊について 1,000円」に改め、同表の2の(1)中

1,800円	3,000円	3,600円	4,800円	6,600円	8,400円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

2,000円	3,400円	4,100円	5,400円	7,500円	9,500円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改め、同2の(8)中

円	円	円	円	円	円	円
3,000	4,500	5,300	7,500	9,800	12,800	1,500
4,500	6,800	7,900	11,300	14,700	19,200	2,300
1,300	1,900	2,300	3,200	4,200	5,500	600
900	1,300	1,500	2,200	2,800	3,700	400
700	1,000	1,200	1,700	2,200	2,900	300
2,200	3,300	3,800	5,500	7,100	9,300	1,100

を

円	円	円	円	円	円	円
3,100	4,700	5,500	7,800	10,200	13,300	1,600
4,700	7,000	8,200	11,700	15,200	19,900	2,300
1,400	2,000	2,400	3,400	4,400	5,800	700
900	1,400	1,600	2,300	3,000	3,900	500
700	1,100	1,300	1,800	2,400	3,100	400
2,200	3,400	3,900	5,600	7,300	9,500	1,100

に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

障害福祉課

長野県立病院条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第53号

長野県立病院条例の一部を改正する条例

長野県立病院条例（昭和41年長野県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4 分べん料の項中「115,000円」を「180,000円」に、「80,000円」を「145,000円」に、「172,000円」を「270,000円」に、「120,000円」を「217,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

5 産科医療補償加算料	1児	30,000円
-------------	----	---------

別表第1中

5 人工妊娠中絶料	(1) 妊娠月数3月未満	〃	
	(2) 妊娠月数3月以上	〃	
6 予防接種料		1回	
7 短期人間ドック料	(1) 特A式（2泊3日コース）	〃	
	(2) A式（1泊2日コース）	〃	
	(3) B式（日帰りコース）	〃	
8 先天性代謝異常検査採血管理料		1件	
9 特別室利用料	(1) 長野県立須坂病院	A室	1人1日
		B室	〃
		C室	〃
		D室	〃
	(2) 長野県立阿南病院	A室	〃
		B室	〃
		C室	〃
		D室	〃
	(3) 長野県立木曾病院	A室	〃
		B室	〃
		C室	〃
		D室	〃
(4) 長野県立こども病院		〃	
		〃	
10 特別初診料		1件	
11 特別再診料		〃	

を

6	人工妊娠中絶料	(1) 妊娠月数3月未満	1件	
		(2) 妊娠月数3月以上	〃	
7	予防接種料		1回	
8	短期人間ドック料	(1) 特A式(2泊3日コース)	〃	
		(2) A式(1泊2日コース)	〃	
		(3) B式(日帰りコース)	〃	
9	先天性代謝異常検査採血管材料		1件	
10	特別室利用料	(1) 長野県立須坂病院	A室	1人 1日
			B室	〃
			C室	〃
			D室	〃
		(2) 長野県立阿南病院	A室	〃
			B室	〃
			C室	〃
		(3) 長野県立木曾病院	A室	〃
			B室	〃
			C室	〃
			D室	〃
			E室	〃
		(4) 長野県立こども病院		〃
11	特別初診料		1件	
12	特別再診料		〃	

に、

12	特別入院料
13	1から12までに掲げるもののほか、特殊な医療、施設等を利用する場合

を

13	特別入院料
14	1から13までに掲げるもののほか、特殊な医療、施設等を利用する場合

に改める。

附 則

この条例中別表第1の4 分べん料の項の改正規定は平成21年3月1日から、その他の改正規定は同年1月1日から施行する。

病院事業局

勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第54号

勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例

勤労者福祉施設条例(昭和42年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)のアの長野県佐久勤労者福祉センターの項中

5,500	8,300	11,000	13,800	19,300	24,800	2,800
-------	-------	--------	--------	--------	--------	-------

を

円	円	円	円	円	円	円
5,900	8,900	11,800	14,800	20,700	26,600	3,000

に改め、同アの長野県木曾勤労者福祉センターの項中

4,300	6,500	8,600	10,800	15,100	19,400	2,200
1,100	1,700	2,200	2,800	3,900	5,000	600

を

4,600	7,000	9,200	11,600	16,200	20,800	2,300
1,200	1,800	2,300	3,000	4,100	5,300	600

に改め、同表の2の(1)の長野県伊那勤労者福祉センターの項中

円	円	円	円	円	円
3,200	4,600	6,100	7,800	10,700	13,900
6,400	9,100	12,300	15,500	21,400	27,800
15,300	21,800	29,500	37,100	51,300	66,600

を

円	円	円	円	円	円
3,400	4,900	6,400	8,300	11,300	14,700
6,700	9,600	12,900	16,300	22,500	29,200
16,000	22,700	30,800	38,700	53,500	69,500

に改め、同(1)の長野県飯田勤労者福祉センターの項中

1,600	2,300	3,000	3,900	5,300	6,900
3,100	4,500	6,100	7,600	10,600	13,700
7,500	10,800	14,600	18,300	25,400	32,900

を

1,700	2,400	3,200	4,100	5,600	7,300
3,300	4,700	6,400	8,000	11,100	14,400
7,900	11,300	15,200	19,200	26,500	34,400

に改め、同表の4中

円
1,300
1,600
2,300

円
1,400
1,700
2,500

に改め、

同表の5中

1,400
2,500

1,500
2,600

に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

労働雇用課

長野県農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第55号

長野県農業大学校条例の一部を改正する条例

第1条 長野県農業大学校条例(昭和50年長野県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条中「人材及び」の次に「地域の農業の振興に指導的役割を果たす人材並びに」を加える。

第2条 長野県農業大学校条例の一部を次のように改正する。

第2条中「並びに農業指導者」を削る。

第4条第1項中「及び専門技術科」及び「、それぞれ」を削る。

第5条第1項中「大学校」の次に「の総合農学科」を加え、「(次項に定めるものを除く。)」を削り、「に掲げる学科の区分に従い、当該各号」を「のいずれか」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年

の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

第7条第1項の表中「及び専門技術科」を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

農業技術課

長野県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第56号

長野県都市公園条例の一部を改正する条例

長野県都市公園条例(昭和41年長野県条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1中

入場者数 2,000人未満	35,000円		26,000円
” 2,000人以上 3,000人未満	64,000円		45,000円
” 3,000人以上 5,000人未満	92,000円		64,000円
” 5,000人以上 7,000人未満	138,000円		92,000円
” 7,000人以上 10,000人未満	185,000円		138,000円
” 10,000人以上	278,000円		185,000円
午前8時30分から 正午まで	5,100円	4,100円	4,100円
正午から午後5時 まで	7,300円	5,100円	5,100円
午前8時30分から 午後5時まで	10,400円	8,200円	8,200円
午後5時から午後 9時まで	5,900円	—	4,300円

を

「

入場者数 2,000人未満	39,000円		29,000円
” 2,000人以上 3,000人未満	71,000円		50,000円
” 3,000人以上 5,000人未満	103,000円		71,000円

」

” 5,000人以上 7,000人未満	154,000円		103,000円
” 7,000人以上 10,000人未満	206,000円		154,000円
” 10,000人以上	310,000円		206,000円
午前8時30分から 正午まで	5,700円	4,600円	4,600円
正午から午後5時 まで	8,100円	6,600円	6,600円
午前8時30分から 午後5時まで	11,400円	9,100円	9,100円
午後5時から午後 9時まで	6,500円	-	5,300円
超過時間（超過時 間が1時間未満の ときは1時間とし、 超過時間に1時間 未満の端数がある ときは切り上げる ものとする。）1 時間につき	1,600円	1,300円	1,300円

に改め、同表の2中

午前8時30分から 午後5時まで	円 37,000	-	-	-	-	-	-	-
---------------------	-------------	---	---	---	---	---	---	---

を

午前8時30分から 午後5時まで	円 37,000	-	-	-	-	-	-	-
超過時間（超過時 間が1時間未満の ときは1時間とし、 超過時間に1時間 未満の端数がある ときは切り上げる ものとする。）1 時間につき	円 4,400	-	-	-	-	-	-	-

に、

午後5時から午後 9時まで	円 5,800	-	-	-	” 1,400円	-	-	1,200円
------------------	------------	---	---	---	-------------	---	---	--------

を

午後5時から午後 9時まで	円 5,800	-	-	-	” 1,400円	-	-	1,200円
超過時間（超過時 間が1時間未満の ときは1時間とし、 超過時間に1時間 未満の端数がある ときは切り上げる ものとする。）1 時間につき	円 1,500	-	1,100	-	-	-	-	300円

に改め、同表の4中

午前8時30分から午後10時まで	を	午前8時30分から午後10時まで	超過時間 (超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。)1時間につき	に改め、同表の5中	
			60,000円		4,400円
			29,100円		2,200円
			245,000円		18,000円
			120,000円		8,900円
			15,400円		1,100円
			7,500円		600円
			60,000円		4,400円
			29,100円		2,200円

午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
円 22,000	円 34,000	円 44,000	円 56,000	円 78,000	円 100,000
入場料の総額に100分の10を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)。ただし、その額が25万円に満たないときは、25万円とする。					
11,000	17,000	22,000	28,000	39,000	50,000
5,500	8,500	11,000	14,000	19,500	25,000
55,000	85,000	110,000	140,000	195,000	250,000
2,900	4,700	5,900	7,600	10,600	13,500
900	1,500	1,800	2,400	3,300	4,200
900	1,500	1,900	2,400	3,400	4,300
1,300	2,000	2,500	3,300	4,500	5,800
900	1,500	1,800	2,400	3,300	4,200
1,900	3,000	3,800	4,900	6,800	8,700
4,600	7,300	9,100	11,900	16,400	21,000
9,900	16,000	20,000	25,900	36,000	45,900

午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	超過時間 (超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数がある
---------------	------------	-----------------	-----------------	---------------	--------------------	---

						ときは切り上げるものとする。)1時間につき
円 22,000	円 43,000	円 50,000	円 65,000	円 93,000	円 115,000	円 8,800
入場料の総額に100分の10を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)。ただし、その額が25万円に満たないときは、25万円とする。						
11,000	21,000	25,000	32,000	46,000	57,000	4,400
5,500	11,000	12,000	16,500	23,000	28,500	2,200
55,000	106,000	124,000	161,000	230,000	285,000	22,000
2,900	5,900	6,600	8,800	12,500	15,400	1,200
900	1,900	2,000	2,800	3,900	4,800	400
900	1,900	2,100	2,800	4,000	4,900	400
1,300	2,500	2,800	3,800	5,300	6,600	500
900	1,900	2,000	2,800	3,900	4,800	400
1,900	3,800	4,300	5,700	8,100	10,000	800
4,600	9,100	10,000	13,700	19,100	23,700	1,800
9,900	20,000	23,000	29,900	43,000	52,900	4,100

に改め、同表の6中

午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
円 3,300	円 5,300	円 8,600

を

午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで	超過時間(超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。)1時間につき
円 3,300	円 6,600	円 9,900	円 1,200

に改め、同表

の7中

午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
円 20,000	円 32,000	円 40,000	円 52,000	円 72,000	円 92,000
101,000	163,000	203,000	264,000	366,000	467,000
122,000	195,000	244,000	317,000	439,000	561,000
10,000	16,000	20,000	26,000	36,000	46,000
5,000	8,100	10,000	13,100	18,100	23,100
50,000	81,000	101,000	131,000	182,000	232,000
61,000	97,000	122,000	158,000	219,000	280,000
コート1面2時間について			2,000円		
コート1面2時間について			1,000円		
1人2時間について			400円		
1人2時間について			200円		

を

1,500	2,400	3,000	3,900	5,400	6,900
1,200	1,900	2,400	3,100	4,300	5,500
400	600	800	1,000	1,400	1,800

午前8時 30分から 正午まで	正午から 午後5時 まで	午後5時 から午後 9時30分 まで	午前8時 30分から 午後5時 まで	正午から 午後9時 30分まで	午前8時 30分から 午後9時 30分まで	超過時間 (超過時 間が1時 間未満の ときは1 時間とし、 超過時間 に1時間 未満の端 数がある ときは切 り上げる ものとし る。)1時 間につき
円 20,000	円 40,000	円 45,000	円 60,000	円 85,000	円 105,000	円 8,100
101,000	204,000	228,000	305,000	432,000	533,000	41,000
122,000	244,000	275,000	366,000	519,000	641,000	49,000
10,000	20,000	23,000	30,000	43,000	53,000	4,100
5,000	10,000	11,000	15,000	21,000	26,000	2,000
50,000	101,000	114,000	151,000	215,000	265,000	20,000
61,000	121,000	137,000	182,000	258,000	319,000	25,000
コート1面2時間について			2,000円			
コート1面2時間について			1,000円			
1人2時間について			400円			
1人2時間について			200円			
1,500	3,000	3,400	4,500	6,400	7,900	600
1,200	2,400	2,700	3,600	5,100	6,300	500
400	800	900	1,200	1,700	2,100	200

に改め、同表の13中

101号室	全部を利用 する場合	円 900	円 1,400	円 1,900	円 2,300	円 3,300	円 4,200	円 400
	一部を利用 する場合	500	700	1,000	1,200	1,700	2,200	200
102号室		500	700	1,000	1,200	1,700	2,200	200
103号室		500	800	1,000	1,300	1,800	2,300	200
104号室		900	1,400	2,000	2,300	3,400	4,300	400
105号室		800	1,200	1,700	2,000	2,900	3,700	300
201号室		2,000	3,100	4,300	5,100	7,400	9,400	900
202号室		1,000	1,500	2,100	2,500	3,600	4,600	400
203号室		700	1,100	1,500	1,800	2,600	3,300	300
204号室	全部を利用 する場合	600	1,000	1,200	1,600	2,200	2,800	200
	一部を利用 する場合	300	500	600	800	1,100	1,400	100

を

301号室	2,100	3,300	4,600	5,400	7,900	10,000	900
401号室							
402号室	300	500	600	800	1,100	1,400	100
403号室							
404号室							

101号室	全部を利用する場合	円 1,000	円 1,500	円 2,000	円 2,500	円 3,500	円 4,500	円 400
	一部を利用する場合	500	800	1,000	1,300	1,800	2,300	200
102号室	500	800	1,100	1,300	1,900	2,400	200	
103号室								
104号室	1,000	1,500	2,100	2,500	3,600	4,600	400	
105号室	900	1,300	1,800	2,200	3,100	4,000	400	
201号室	2,200	3,400	4,600	5,600	8,000	10,200	900	
202号室	1,100	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	500	
203号室	800	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	300	
204号室	全部を利用する場合	700	1,000	1,400	1,700	2,400	3,100	300
	一部を利用する場合	400	500	700	900	1,200	1,600	200
301号室	2,400	3,600	4,900	6,000	8,500	10,900	1,000	
401号室	2,400	3,600	5,000	6,000	8,600	11,000	1,000	
402号室	400	600	800	1,000	1,400	1,800	200	
403号室								
404号室								

に改め、同表の14中

102号室	1,700	2,600	3,700	4,300	6,300	8,000	700	
103号室	全部を利用する場合	1,400	2,100	2,900	3,500	5,000	6,400	600
	一部を利用する場合	700	1,100	1,500	1,800	2,600	3,300	300
104号室	全部を利用する場合	1,400	2,100	2,900	3,500	5,000	6,400	600
	一部を利用する場合	700	1,100	1,500	1,800	2,600	3,300	300
105号室	1,000	1,600	2,200	2,600	3,800	4,800	400	
206号室								
201号室	1,800	2,800	4,000	4,600	6,800	8,600	800	
202号室	600	900	1,200	1,500	2,100	2,700	200	
203号室								
204号室								
207号室								
208号室								
205号室	800	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	300	
209号室	1,400	2,200	3,000	3,600	5,200	6,600	600	

を

102号室		1,800	2,800	3,800	4,600	6,600	8,400	800
103号室	全部を利用する場合	1,500	2,300	3,100	3,800	5,400	6,900	600
	一部を利用する場合	800	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	300
104号室	全部を利用する場合	1,500	2,300	3,100	3,800	5,400	6,900	600
	一部を利用する場合	800	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	300
105号室		1,100	1,700	2,300	2,800	4,000	5,100	500
206号室								
201号室		2,000	3,000	4,100	5,000	7,100	9,100	800
202号室		700	1,000	1,400	1,700	2,400	3,100	300
203号室								
204号室		600	1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	300
207号室								
208号室		700	1,100	1,500	1,800	2,600	3,300	300
205号室		800	1,300	1,700	2,100	3,000	3,800	300
209号室		1,500	2,300	3,200	3,800	5,500	7,000	600

に改め、同表の15中「暖房」を「冷房又は暖

房」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

都市計画課

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第57号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第23条の2中「飯田市」を「松本市、飯田市」に改める。

附 則

この条例は、平成21年2月1日から施行する。

建築指導課

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第58号

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例

長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第24条の3第2項中「3,200円」を「6,400円」に改める。

別表第8を次のように改める

（別表第8）（第27条の5関係）

義務教育等教員特別手当

ア 教育職給料表(2)の適用を受ける学校職員

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1号俸から 4号俸まで	3,900	5,000	10,100	13,500
	5号俸から 8号俸まで	4,100	5,200	10,400	13,800
	9号俸から 12号俸まで	4,200	5,500	10,700	14,100
	13号俸から 16号俸まで	4,400	5,800	11,100	14,400
	17号俸から 20号俸まで	4,700	6,000	11,400	14,800
	21号俸から 24号俸まで	4,900	6,200	11,700	15,100
	25号俸から 28号俸まで	5,100	6,600	11,900	15,300
	29号俸から 32号俸まで	5,400	7,100	12,200	15,500
	33号俸から 36号俸まで	5,600	7,400	12,600	15,800
	37号俸から 40号俸まで	5,800	7,700	12,900	15,900
	41号俸から 44号俸まで	6,100	8,300	13,200	
	45号俸から 48号俸まで	6,300	8,600	13,500	
	49号俸から 52号俸まで	6,600	8,900	13,700	
	53号俸から 56号俸まで	6,800	9,600	14,000	
	57号俸から 60号俸まで	7,000	9,900	14,200	
	61号俸から 64号俸まで	7,200	10,200	14,400	
	65号俸から 68号俸まで	7,400	10,500	14,600	
	69号俸から 72号俸まで	7,700	10,800	14,800	
	73号俸から 76号俸まで	7,900	11,100	14,900	

再任用 学校職 員以 外の 職員	77号俸から 80号俸まで	8,100	11,400	15,100	
	81号俸から 84号俸まで	8,200	11,600		
	85号俸から 88号俸まで	8,400	11,800		
	89号俸から 92号俸まで	8,500	12,200		
	93号俸から 96号俸まで	8,700	12,400		
	97号俸から100号俸まで	8,800	12,600		
	101号俸から104号俸まで	9,000	12,900		
	105号俸から108号俸まで	9,100	13,100		
	109号俸から112号俸まで	9,200	13,300		
	113号俸から116号俸まで	9,200	13,400		
	117号俸から120号俸まで	9,400	13,600		
	121号俸から124号俸まで	9,500	13,700		
	125号俸から128号俸まで	9,600	13,900		
	129号俸から132号俸まで	9,700	14,000		
	133号俸から136号俸まで	9,800	14,100		
137号俸から140号俸まで	9,900	14,100			
141号俸から144号俸まで	9,900				
145号俸から148号俸まで	10,100				
149号俸から152号俸まで	10,200				
153号俸	10,300				
再任用 学校職 員		6,300	7,700	10,100	12,900

イ 教育職給料表(3)の適用を受ける学校職員

職員 の区 分	職務の級 号 俸	1 級 2 級 3 級 4 級			
		円	円	円	円
再任用 学校職 員以 外の 職員	1号俸から 4号俸まで	3,900	4,200	8,400	13,500
	5号俸から 8号俸まで	4,100	4,500	8,800	13,800
	9号俸から 12号俸まで	4,200	4,700	9,100	14,100
	13号俸から 16号俸まで	4,400	5,000	9,800	14,400
	17号俸から 20号俸まで	4,700	5,200	10,100	14,800
	21号俸から 24号俸まで	4,900	5,500	10,400	15,100
	25号俸から 28号俸まで	5,100	5,800	10,700	15,300
	29号俸から 32号俸まで	5,400	6,000	11,100	15,500
	33号俸から 36号俸まで	5,600	6,200	11,400	15,800
	37号俸から 40号俸まで	5,800	6,600	11,700	15,900
	41号俸から 44号俸まで	6,100	7,100	11,900	
	45号俸から 48号俸まで	6,300	7,400	12,200	
	49号俸から 52号俸まで	6,600	7,700	12,600	
	53号俸から 56号俸まで	6,800	8,300	12,900	
	57号俸から 60号俸まで	7,000	8,600	13,200	
再任用 学校職 員以 外の 職員	61号俸から 64号俸まで	7,200	8,900	13,500	
	65号俸から 68号俸まで	7,400	9,600	13,700	
	69号俸から 72号俸まで	7,700	9,900	14,000	
	73号俸から 76号俸まで	7,900	10,200	14,200	
	77号俸から 80号俸まで	8,100	10,500	14,400	
	81号俸から 84号俸まで	8,200	10,800	14,600	
	85号俸から 88号俸まで	8,400	11,100	14,800	
	89号俸から 92号俸まで	8,500	11,400	14,900	
	93号俸から 96号俸まで	8,700	11,600	15,100	
	97号俸から100号俸まで	8,800	11,800		
	101号俸から104号俸まで	9,000	12,200		
	105号俸から108号俸まで	9,100	12,400		
	109号俸から112号俸まで	9,200	12,600		
	113号俸から116号俸まで	9,200	12,900		
	117号俸から120号俸まで	9,400	13,100		
121号俸から124号俸まで	9,500	13,300			
125号俸から128号俸まで	9,600	13,400			
129号俸から132号俸まで		13,600			
133号俸から136号俸まで		13,700			
137号俸から140号俸まで		13,900			

	141号俸から144号俸まで		14,000		
	145号俸から148号俸まで		14,100		
	149号俸		14,100		
再任用 学校職 員		6,300	7,700	10,100	12,900

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

義務教育課

高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第59号

高等学校設置条例の一部を改正する条例

高等学校設置条例（昭和39年長野県条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県飯山照丘高等学校の項、長野県飯山南高等学校の項及び長野県中野高等学校の項を削り、同表中

「長野県長野西高等学校 長野市」を

「長野県長野西高等学校 長野市
長野県長野西高等学校中条校 上水内郡中条村」に改め、同

表の長野県木曾山林高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県営運動場条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第60号

長野県営運動場条例の一部を改正する条例

長野県営運動場条例（昭和32年長野県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表の1を次のように改める。

1 野球場

区 分		金 額
入 場 料 を 徴 収 し て 利 用 す	入場者数 2,000人未満	36,000
	” 2,000人以上 3,000人未満	63,000
	” 3,000人以上 5,000人未満	88,000
	” 5,000人以上 7,000人未満	128,000
	” 7,000人以上10,000人未満	191,000
	” 10,000人以上	257,000
		円

入場料を徴収しない で利用する場合	午前8時30分から正午まで	5,400
	正午から午後5時まで	7,700
	午前8時30分から午後5時まで	10,700
	午後5時から午後9時まで	6,200
	超過時間(超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。)1時間につき	1,500

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

スポーツ課

長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第61号

長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

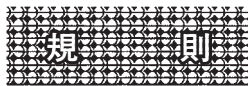
長野県警察の組織に関する条例(昭和29年長野県条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県飯田警察署の項中「、清内路村」を削る。

附 則

この条例は、平成21年3月31日から施行する。

警 務 課



特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第48号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年長野県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第8条」に改める。

第12条第1項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第15条第1項中「第6条第2号」を「第7条第2号」に改め、同条第2項中「第6条第5号」を「第7条第5号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活文化課NPO活動推進室

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第49号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の5に次の1号を加える。

(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。)

ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

附 則

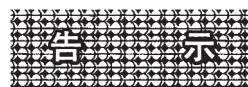
(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(次項において「新規則」という。)の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 新規則第2条の5第5号の規定は、平成20年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

職 員 課



長野県告示第661号

長野県消費者保護対策要綱(昭和51年長野県告示第330号)は、平成20年12月31日限り、廃止します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

生活文化課

長野県告示第662号

単位価格の表示に関する基準(昭和60年長野県告示第43号)は、平成20年12月31日限り、廃止します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

生活文化課